同すた期
る供の覧
すに持縦
用覧保、
準縦のり
て、境よ
いて環に
おい活定
につ生規
項にのの
三出域項
第届地二
条の地第
六更辺条
第変周八
十一号）
九十店舗の
十九小売店
第模者が
律規置するその
法大設すは、同法第八条第二項の地域の生活環境により、生活定に関する規定による縦覧期間及び縦覧場所を公告すべきこと。

年の提出することができる。

法十次を有する者は、同法第八条第二項の地域の生活環境により、縦覧期間及び縦覧場所を公告すべきこと。

成、店舗を設置する者は、同法第八条第二項の地域の生活環境により、縦覧期間及び縦覧場所を公告すべきこと。

平り売意見書を提出することができる。

（よ小て意見書を提出することができる。

法に模いに日

地定規つ事二

立規大に知十

舗の る項に二

店項係事で月

売三にきま二

小第告べ日年

模条公すの四

規五の慮了和

大第。こ配満令

法る め間

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出事項の概要

1　大規模小売店舗の所在地

名称及び所在地

名称及び所在地

2　届出者の氏名

名称及び代表者の氏名

住所　福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名　横山　英昭

3　変更事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前十時

（変更後）午前九時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分まで

4　変更年月日

令和四年三月一日

二　届出年月日

令和四年二月七日

三　縦覧期間及び縦覧場所

1　縦覧期間

令和四年二月二十二日から同年六月二十二日まで

2　縦覧場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課